

毎週火、金曜日発行(日休日に当り、  
昭和四年四月十五日第三種郵便物  
は翌日)

# 鳥取県公報

目次  
◇条例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六

号)の一部を次のように改正する。

第百十三条第一項中「四月二十日から同月三十日まで」

を「五月二十日から同月三十一日まで」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年度分の自動車税から適用する。